

平成20年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の進め方について 合法性・持続可能性証明システム普及事業WG会合

2年間の取組の中で、130団体を超える認定団体が6500社を超える合法木材供給事業体認定し、全国に合法木材供給のネットワークが形成されてきたところ。

第三年目の最終年となる平成20年度は、さらに、①需要者に対するPRを展開し合法木材を実需に結びつけると共に、②それに応える合法木材製品の供給の信頼性を高め、これらをあわせて、自立的な合法木材ビジネスの展望を明らかにする年。また、G8北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられる予定であることから、③国際セミナーなどにより日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援することとする。

I 需要者に対するPRを展開し合法木材を実需に結びつける

合法木材・木材製品の調達を促進するため、公的機関・民間企業の調達窓口への体系的なPRを続けるほか、①一般消費者向け及びエンドユーザー向けパンフレット・普及用のポスターの作成、②合法木材ナビ上の木材製品事例紹介ページを充実、③合法木材推進マークの木材・木材製品への貼付の検討、④事業を総括する区切りのイベント（エコプロダクツ展を想定）を実施

II 合法木材製品の供給の信頼性を高める

19年度の各業界団体の事業者認定状況を踏まえ、信頼性のある合法木材を安定的に供給するため、認定団体及び事業体への研修の一層の充実を図り、認定事業体の分別管理責任者・文書管理者を対象とした研修を実施。

また、輸入材及び国産材の合法木材証明書の様式例示等を含むパンフレットを作成し、証明システムの一層の普及啓発。

III 日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援する

G8北海道洞爺湖サミットに向けて6月に開催される地球環境議員連盟（GLOBE International）の東京議員会合の関係者と連携して日本のGohowoodの取組をG8サミットはじめ国際的な場に発信するため、主要メンバーを招待し、公開の意見交換会を開催。